

平成29年度 佐倉市志津北部地域包括支援センター業務委託仕様書

この仕様書は、発注者が、第6期佐倉市高齢者福祉・介護計画に定める日常生活圏域毎に、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第1項の定めに基づき設置する地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

1 センターの名称

佐倉市志津北部地域包括支援センターとする。

2 担当圏域及び担当地域

担当圏域	担当地域
志津北部	上座・小竹・青菅・先崎・井野・井野町・宮ノ台1～6丁目・ ユーカリが丘1～7丁目・南ユーカリが丘・西ユーカリが丘1～7丁目

3 センターの開設日及び開設時間

- (1) 開設日は、委託期間のうち次の日を除く。土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日・3日、12月29日から12月31日までの日。
- (2) 開設時間は、午前8時30分から午後6時00分までとする。
 - ※1 窓口開設時間内において、相談業務等に対応できる体制をとること。
 - ※2 センター開設日・開設時間に関わらず、年間を通して緊急時の対応が取れるように緊急連絡体制を整えること。なお、緊急時の連絡体制については、受注者が運営する施設等との連携による対応としても差し支えないものとする。

4 センターの設置場所

- (1) センターの設置場所については、地域の中心地やバスの停留所等の近隣にするなど、担当圏域内の利用者の利便性を確保すること。
- (2) 原則として受注者が運営する施設内への設置及び介護保険サービス提供部門等他の事務所との共用は認めない。設置場所の決定にあたっては、発注者と十分に協議をすること。

5 センターの設備等

- (1) 担当圏域内に、センターの運営に必要な広さの事務所を設置すること。
- (2) 事務所内には事務室及び相談者に配慮した形態の相談室を設けること。なお、相談室は、簡易に移動できるパーテーションにより設けることも可能とする。
- (3) センターの構造については、特別な施設基準はないが、業務を行う上で支障がないよう各業務を行う場所は一体であること。
- (4) 建物の周辺、入口も含めて高齢者に配慮した建物及び設備であること。

- (5) センターを2階以上に設置する場合は、エレベーターを有する建物であること。
- (6) 事務所内には、軽易な相談にも対応可能な、受付カウンターを設置すること。
- (7) 事務備品については、業務を行う上で必要な数の机と椅子、パソコン（Microsoft Office 2007以上のバージョンが内蔵されていること。かつ、ウィルス対策ソフトが内蔵されていること。）、パソコン用プリンター、専用の固定電話、ファクシミリ等を設置すること。また、インターネットに接続できる環境を整備しセンターが専用で利用できる電子メールアドレスを取得すること。
- (8) センター業務を管理するクラウド型のシステムを使用するものとし、発注者と連携が図れるようID、パスワードを付与すること。
- (9) 建物配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等利用者の保健衛生及び防災について十分配慮すること。
- (10) センターの所在地がわかるよう、発注者が別に定める基準により看板及び案内板を1つ以上設置すること。
- (11) 利用者専用の駐車スペース3台以上を近隣に確保し、車での来訪者にも十分に配慮すること。
- (12) センター専用で利用できる車を用意すること。
- (13) 建物の賃貸契約及び設備類に要する経費は、受注者の負担とする。なお、発注者は建物設備類に係る契約は一切関与しないものとする。

6 職員の配置

(1) 包括的支援事業及び一般介護予防事業従事者

次のア～ウに掲げる職種（以下「3職種」という。）を原則として常勤・専従で合計8人の職員を配置すること。ただし、常勤・専従で配置することが困難な場合や、業務遂行を考慮し、常勤換算方法による配置も認める。その場合であっても、3職種各1人は常勤・専従で配置すること。

ア 保健師又は保健師に準ずる者

保健師に準ずるものとは、地域ケア・地域保健等に関する経験のある看護師で准看護師は含まない。

イ 社会福祉士又は社会福祉士に準ずる者

社会福祉士に準ずる者として、福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者

ウ 主任介護支援専門員又は主任介護支援専門員に準ずる者

主任介護支援専門員に準ずる者として、「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者

また、本仕様書9の業務を実施するため、下記条件を満たすこと。

A) 9(6)イ認知症初期集中支援チームのチーム員となる者を編成するため、ア、イ、ウの職種のうち、医療保健福祉に関する国家資格を有する者で、かつ認知症ケアや在宅ケアの実務・相談業務に3年以上携わった経験がある者2名以上を含んでいること。

B) 9(4)生活支援体制整備事業を主に担当する者（以下「生活支援コーディネーター」という。）をイの職種で1人配置する。生活支援コーディネーターは、市民活動への理解があり、多様な理念を持つ地域のサービス提供主体の調整を適切に行える者とする。

C) 9(8)一般介護予防事業には、アの職種が携わること。

なお、3職種の配置にあたっては、バランスに配慮し、職種別最大人数4人とする。なお、センター職員は、契約時と同じ職員を継続して配置することを原則とするが療養、出産、介護等の理由により長期休暇の取得や、退職などにより職員が勤務できない場合は、速やかに代替え職員を補充すること。

(2) 管理者

センターの運営全般の責任者として、(1)に定める従事者のうち、常勤・専従で従事する者1人を管理者とすること。

(3) 兼務関係

3職種（生活支援コーディネーター除く）については、指定介護予防支援及び第1号介護予防支援事業との兼務を可能とします。ただし、3職種（生活支援コーディネーター除く）が担当する年間を通じた一月あたりのケアプランの合計件数は、6(1)の職員の人数から生活支援コーディネーター1人を除いた数に10件を乗じて得られた数とします。

(4) センター職員の責務

- ① センター職員は、センターの果たすべき役割の重要性を踏まえ、各種研修会及び多職種との交流等あらゆる機会を捉え、自己研鑽に努めるものとする。
- ② センター職員は、利用者及び利用世帯のプライバシーの尊重に万全を期するものとし、正当な理由なく、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- ③ センター職員は、身分証明書及び発注者が交付する事業委託証明書を常に携帯し、業務の実施にあたり利用者等から求めがあった場合は、これを提示しなければならない。

7 その他センター運営上の留意点

(1) センターの設置目的

センターは、地域の高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な相談・援助を行うことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的・継続的に支援する中核機関として設置する。

(2) 基本的な運営方針

高齢者の多くは住み慣れた地域で生活を続けることを望んでいる。しかしながら、高齢になると疾病や身体機能の低下等により、これまで通りの自分らしい生活を続けていくことが困難になることが多くなる。高齢に伴う日常生活上の問題には、自分で解決できることや家族や地域の力

を借りて解決することのほか、専門職の知識や助言、支援が必要となる場合もある。

センターは、地域に暮らす高齢者の総合相談窓口として、高齢者自身の意思を尊重し、自助努力を基本に、住み慣れた環境の下で自分らしい生活を継続することができるように支援する。

(3) 運営上の基本的視点

ア 公益性の視点

- ① センターは、佐倉市の介護・福祉行政の一躍を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行うこと。
- ② センターの運営費用は、市民の負担する介護保険料や国、県、市の公費によって賄われていることを十分に理解し、適切な事業運営を行うこと。

イ 地域性の視点

- ① センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える「中核的な機関」であることから、担当圏域の地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行うこと。
- ② 地域ケア会議等の場を通じて、地域の住民や関係団体等からの意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組むこと。

ウ 協働性の視点

- ① センターの保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等の専門職種が相互に情報を共有し、業務の理念等を理解した上で、連携・協働の事務体制を構築し、業務全体をチームとして支えること。
- ② 地域の保健・福祉・医療の専門職種やボランティア・民生委員等の関係者と連携を図りながら活動すること。

- (4) 受注者は、実施する業務に係る会計と他の事業に係る会計を、明確に区分すること。
- (5) 苦情等に対応する体制を整備するとともに、誠実に対応し、再発防止に努めること。また、必要に応じ、速やかに発注者に報告し、指示を受けること。
- (6) 受注者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。また、契約終了後も同様とする。
- (7) 個人情報の取り扱いに関しては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (8) センターの運営にあたっては、介護保険法その他関係法令を遵守すること。
- (9) 受注者は、指定介護予防支援を実施するため、法第115条の22の規定に基づく指定介護予防支援事業者（以下「事業者」という。）及び生活保護法第54条の2第1項の規定に基づく指定事業者（以下「事業者」という。）の申請をし、事業者の指定を受けなければならない。受注者は、指定介護予防支援を実施にあたり佐倉市指定介護予防支援等の事業に関する基準を定める条例（平成26年条例第36号）を遵守し、当該事業を行わなくてはならない。

8 運営評価について

発注者は、「佐倉市地域包括支援センター評価委員会設置要綱」に基づきセンター事業の運営状況について評価を行う。

- (1) 自己評価の提出

受注者は、発注者が指定する自己評価シートにより評価を行い、発注者へ提出する。

(2) 関係資料の提出

受注者は、事業評価に必要な関係資料を発注者の求めに応じ提出する。

(3) センター実地確認の実施

発注者は、センターの現状を把握するため現地にて実地確認を行う。

(4) 評価委員会への出席

受注者は、佐倉市地域包括支援センター評価委員会に出席し、事業の説明を行うとともに、発注者からの質疑に応じる。

9 業務の内容

受注者は、次の事業を行うものとする。なお、各事業の詳細は長寿社会開発センターが作成する「地域包括支援センター業務マニュアル」（以下、「業務マニュアル」という。）及び各業務に定められたマニュアル等に従い実施すること。

【包括的支援事業】

(1) 総合相談支援業務（法第115条の45第2項第1号）

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる等の支援を行うこと。

ア 地域におけるネットワークの構築

- ① 地域特性の理解
- ② 地域の社会資源の把握および活用
- ③ 地域のネットワークの把握
- ④ 地域のネットワークの活用および構築

イ 実態把握

- ① 地域のネットワークを活用した情報が寄せられやすい体制の構築
- ② 地域活動への積極的な訪問・参加による情報収集
- ③ 高齢者宅への戸別訪問

ウ 総合相談

- ① 初期段階での相談対応
 - ・専門的・継続的な関与又は緊急の対応が必要かどうかを判断すること。
 - ・適切な情報提供を行うことで、相談者自身が解決することができるかと判断した場合、相談内容に即したサービス又は制度に関する情報提供、関係機関の紹介等を実施すること。
- ② 専門的・継続的な相談支援

初期段階の相談対応で、専門的・継続的な関与又は緊急の対応が必要と判断した場合は、当事者への訪問や当事者に関わる様々な関係者からのより詳細な情報収集を行うなど、当事者に関する課題を明確にして個別の支援計画を策定すること。

③ 担当地域外の高齢者に関する相談

担当地域外の高齢者に関する相談があった場合は、該当地域を担当するセンターの説明及び紹介を行うものとする。ただし、担当地域外の高齢者であっても相談対応を希望された場合は、相談対応及び実態把握を行うものとする。

なお、実態把握を行った場合は、相談者の了解を得た上で、本来担当すべき地域包括支援センターへ連絡・調整を行うものとする

(2) 権利擁護業務（法第115条の45第2項第2号）

地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において安心して尊厳のある生活の維持を図ることができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行うこと。

ア 成年後見制度の活用促進

- ① 佐倉市成年後見支援センターと連携して、成年後見制度を幅広く普及させるための広報等の取り組みを行うこと。
- ② 本人や家族等、関係機関等からの相談や実態把握によって、権利擁護の観点から支援が必要であると判断した場合は、その高齢者の判断能力や生活状況等を把握し、成年後見制度の必要性について判断すること。
- ③ 成年後見制度の利用が必要な場合は、制度案内、申立て手続き方法等を案内し、申立てが適切に行われるよう支援すること。
- ④ 申立てに必要な医師の診断書の作成や必要な鑑定が円滑に行われるよう、地域の医療機関との連携を図ること。
- ⑤ 成年後見人等となるべき者を推薦できる団体等と連携し紹介等の対応を行うこと。
- ⑥ 身寄りがない、資産がない等の困難事例については、佐倉市成年後見支援センターと連携し、対応すること。

イ 老人福祉施設等への措置の支援

虐待等の場合で、高齢者を老人福祉施設等へ措置入所をさせることが必要と判断した場合は、市と連携を図り必要な支援を行うこと。

ウ 高齢者虐待への対応

虐待の事例を把握した場合には、適切な対応をとる。詳細の業務・対応については、「業務マニュアル（高齢者虐待への対応）」を参照すること。

エ 困難事例への対応

高齢者やその家庭に重層的に課題が存在している場合、高齢者自身が支援を拒否している場合その他困難事例を把握した場合には、センター運営に従事している専門職が相互に連携するとともに、全体で対応を検討し、必要な支援を行う。

オ 消費者被害の防止

- ① 消費者被害を未然に防止するため、消費生活センター等との定期的な情報交換を行うとともに、地域の高齢者に必要な情報提供を行う。
- ② 消費者被害の事例を把握した場合には、発注者及び関係機関へ報告し、関係機関と連携し、被

害者の支援を行う。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（法第 115 条の 45 第 2 項第 3 号）

介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等との連携、多職種相互の協働により個々の高齢者の状況や変化に応じて包括的・継続的に支援していく体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行うこと。

ア 包括的・継続的なケア体制の構築

要介護高齢者等に対して包括的、継続的な支援を提供していくために、ケアマネジメントの提供に際して、多職種・多機関（地域の医療機関、介護保険のサービス事業所、介護保険施設、市が行う保健・医療や福祉のサービスの担当課、地域住民による自主的なボランティア活動やインフォーマルなサービスを実施する機関など）が連携するシステムの構築が必要なことから、次の業務を実施すること。

- ① 多職種・多機関との連携体制の構築に向けた取り組み
- ② 入院・退院、入所・退所時の連携

イ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用

地域の介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施を支援するために、介護支援専門員相互の情報交換等を行う場を設定するなどネットワークを構築し、その活用を図ること。

ウ 介護支援専門員に対する個別支援

担当地域の介護支援専門員に対して、そのケアマネジメント力を高めるために次に掲げる必要な後方支援を行うこと。

- ① 相談窓口の設置
- ② 支援困難事例を抱える介護支援専門員への対応
- ③ 個別事例に対するサービス担当者会議開催支援

(4) 生活支援体制整備事業（法第 115 条の 45 第 2 項第 4 号）

ア 生活支援コーディネーターの業務

生活支援コーディネーターは、高齢者の生活支援・介護予防サービス（以下「生活支援等サービス」という。）の体制整備の推進、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けて次の業務を実施すること。

① コーディネート機能

次の a から c までの内容を踏まえ、多様な主体による多様な取組のコーディネート業務を実施することにより、地域における一体的な生活支援等サービスの提供体制の整備を推進する。

a 資源開発

地域に不足するサービスの創出、サービスの担い手の養成、高齢者等が担い手として活動する場の確保等

b ネットワーク構築

関係者間の情報共有、サービス提供主体間の連携の体制づくり等

c ニーズと取組のマッチング（地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング等）

地域のニーズと資源の状況の見える化、問題提起、地縁組織等多様な主体への協力依頼等の働

きかけ、関係者のネットワーク化、目指す地域の姿・方針の共有、意識の統一、生活支援の担い手の養成やサービスの開発（担い手を養成し、組織化し、担い手を支援活動につなげる機能）ニーズとサービスのマッチング

イ 協議体の設置

生活支援コーディネーターは、担当圏域において、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、ボランティア団体、介護サービス事業者、シルバー人材センター等の地域の関係者で組織する協議体を設置すること。

(5) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築（法第115条の46第7項）

包括的支援事業を効果的に実施するため、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会的資源が有機的に連携することができる共通基盤として多職種協働による「地域包括支援ネットワーク」を構築すること。

(6) 認知症総合支援事業（法第115条の45第2項第6号）

認知症の人とその家族が住み慣れた地域のよい環境で安心して暮らし続けることができるために、認知症地域支援推進員及び認知症初期集中支援チームを配置し、医療・介護等のネットワークを活用しながら早期診断・早期対応に向けた地域支援体制を構築すること。

ア 認知症地域支援推進員の配置

発注者と協働し、医療・介護等の支援ネットワークづくりや、関係機関と連携した認知症対応力向上のための支援の企画・調整、認知症の人とその家族を支援する相談業務等を行い、地域における認知症ケアの向上を図るため、6（1）アの従事者の中から1名を「認知症地域支援推進員」の役割を担うものとし、次の業務を実施すること。なお、活動にあたっては、「認知症地域支援推進員 活動の手引き」（発行：社会福祉法人浴風会 認知症介護研究・研修東京センター）を参考に、優先順位をつけて計画的に進めること。

- ① 認知症への理解を深めるための普及・啓発、制度の住民への周知
 - ・ 認知症サポーター養成講座の企画及び開催。
 - ・ 自治会、まちづくり協議会、商店街等の地域団体への啓発。
- ② 認知症の状態に応じた地域資源の情報収集及び関係機関とのネットワークづくり
 - ・ 認知症の人やその家族が、状況に応じて受けることができるサービス・資源の情報を把握しながら、必要な医療や介護、生活支援サービスが受けられるようにネットワーク化を図る。
 - ・ 認知症の人やその家族、医療・介護関係者等への情報提供とコーディネートを行う。
- ③ 認知症の人とその家族に対する支援事業
 - ・ 担当圏域内でオレンジカフェ（認知症カフェ）を月1回以上開催し、受注者が有する知識・経験・人材を活用して、オレンジカフェの運営及び在宅生活継続のための相談支援を行うこと。なお、オレンジカフェの運営については、発注者が別に作成するマニュアルを参考に実施すること。
 - ・ 介護者教室（年4回以上）を開催し、家族に対して認知症に関する基本的な知識や関係制度の周知及び認知症の介護技術の習得に対する支援を行うこと。

- ・ 認知症高齢者声かけ訓練に関する普及・啓発、開催に向けての周知・協力。
- ・ ボランティアの育成・支援。

④ 認知症に関する地域の課題とニーズの把握

- ・ オレンジカフェや家族のつどい等に参加し、認知症の人や家族の声を聞く。
- ・ 民生委員や医療・介護関係者等から地域の課題を把握する。

⑤ その他認知症地域ケアの向上に関する活動

イ 認知症初期集中支援チーム

家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族に対して、医療・介護の専門職がチームとなって、訪問等による支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行う。

① 業務内容

活動については、国立研究開発法人 国立長寿医療研究センターのホームページに掲載されている「認知症初期集中支援チーム員研修」テキスト及び発注者が別に作成する「佐倉市認知症初期集中支援チーム員活動マニュアル」を参考に実施すること。

② 研修

チーム員のうち1名は、国が別途定める「認知症初期集中支援チーム員研修」を受講するものとし、受講内容をチーム内で共有することで必要な知識・技能を習得すること。

なお、受注者は、国が別途定める「認知症初期集中支援チーム員研修」を終了した者の修了証の写し及び研修費用の支払いをしたことを証する書類の写しを発注者に提出することにより、当該委託料とは別に、研修受講費用（上限4万円）を請求できるものとする。

(7) 地域ケア会議推進事業（法第115条の48）

地域における包括的な支援体制を推進するために、高齢者個人に対する支援の充実を図るとともに、それを支える社会基盤の整備を図るため、地域ケア会議を開催すること。なお、地域ケア会議の開催に際しては、個別ケースの支援内容の検討を通じた以下の目的の達成に努めること。

ア 地域の介護支援専門員の法の理念に基づいた高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援

イ 高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築

ウ 個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握

エ その他地域の実情に応じて必要と認められる事項

【一般介護予防事業】

一般介護予防事業（法第115条の45第1項第2号）

高齢者が要介護状態等となることの予防やその状態等の軽減、悪化を防止するとともに、住民主体の通いの場を充実させ、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進しながら、高齢者が地域で生きがいや役割を持って生活できるようにするため、以下の事業を実施する

こと。

事業の対象者は、第1号被保険者（65歳以上の高齢者）と、その支援に関わるものとする。

なお、事業の実施にあたっては、「介護予防マニュアル改訂版（平成24年3月）」等を参照すること。

ア 介護予防把握事業

民生委員等の地域住民や医療機関からの情報提供、総合相談支援等を通じて、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげること。

イ 介護予防普及啓発事業

高齢者が介護予防についての理解を深め、自宅でも継続して行えるよう、介護予防の普及啓発に資する運動、栄養、口腔、認知機能に係る介護予防教室等を地域の特性に合わせて開催すること。また、「佐倉ふるさと体操」や「佐倉わくわく体操会」等の普及啓発に努めること。

① 介護予防教室

- ・ 介護予防教室の名称は「佐倉市としとらん塾」とする。
- ・ 年12回以上、1回（10名以上）あたり2時間以上とする。
- ・ 会場は、参加者の利便性や安全性等を考慮すること。
- ・ あらかじめ実施計画書を作成し、発注者に提出すること。
- ・ 参加費は無料とする。ただし、実費負担が生じる場合はこの限りでない。
- ・ 教室に必要な講師、機材及び資料については受託者が準備、手配すること。
- ・ 実施後、アンケート調査を実施するとともに、実績報告書を提出すること。

② 出前介護予防講座、出前介護予防相談

- ・ 自治会等からの依頼等により、出前講座、出前相談を行うこと。

ウ 地域介護予防活動支援事業

- ・ 発注者が養成する介護予防リーダー等の人材育成を行うこと。
- ・ 介護予防に取り組む市民団体を育成及び支援するため、発注者と連携して介護予防講座や介護予防相談を適宜行い、住民主体の取り組みの効果を高めること。

【その他の業務】

(1) 介護・福祉サービス等利用支援

ア 厚生労働大臣が定める基準（厚生労働省告示第197号）の実施等

イ 要介護認定の代行申請（法第27条）

ウ 住宅改修理由書の作成

居宅介護支援、介護予防支援の提供を受けていない要介護・要支援の被保険者への住宅改修理由書を作成する。

(2) 佐倉市「あんしんコール」事業の実施

(3) 発注者が実施する高齢者福祉施策へ協力すること。

(4) 会議等への出席

- ア 必要に応じて地区民生委員・児童委員協議会への出席
 - イ 担当圏域内の地域密着型サービスを実施する事業者が開催する運営推進会議への出席
 - ウ 要請に応じて佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会への出席
 - エ その他関係機関が主催する会議等への出席
- (5) 国の制度改正等に伴い、センターにおいて実施する必要が生じた業務

10 書類の整備及び提出

(1) 書類の整備

受注者は、業務実施のために必要な書類を整備し、これを適切に管理しなければならない。

(2) 事業計画等の提出

受注者は、発注者が定める様式により、事業計画・業務実績等を提出しなければならない。